# 令和7年度 政務活動費連絡会の検討事項について

### 1 物価高騰に伴う備品購入費に係る充当限度額の引き上げについて

取得価格が10万円を超える備品は、資産形成に繋がるおそれがあるため、リース又はレンタルとするとされ、基本的に当該備品に政務活動費を充当することはできないとされている。

昨今の物価高騰に伴い、備品購入費に係る政務活動費の充当限度額の 引き上げについて検討する。

#### 2 パソコン等の充当限度額等について

政務活動に使用するパソコン、コピー機、ファックス機、プロジェクター、印刷機(以下、「パソコン等」という)については、上記1前段の例外として、当該備品の取得価格が10万円を超えていても、その購入費に政務活動費を充当できるとされている。

しかし、これらパソコン等については、現在、充当限度額がないことから、新たに充当限度額を設けるかどうかについて検討する。

また、政務活動費の指針(以下「指針」という) P32の「備品の取扱い」に記載の「パソコン」には、スマートフォン、タブレット端末も含む解釈で運用しているが、指針 P33には「携帯電話、タブレット端末及びパソコン」という表記があり、前ページと紛らわしい表記となっている。

このことから P32 の「ア 備品の取扱い」、P33 の「イ 携帯電話、タブレット端末及びパソコン」中の表記を、「パソコン、スマートフォン、タブレット端末」といった表現に改めるなど検討する。

#### (参考:指針P32、P33 抜粋)

#### ア 備品の取扱い

政務活動に使用する取得価格が 10 万円を超える備品は、資産形成に繋がるおそれがあるため、リース又はレンタルとするものとし、当該備品の購入費に政務活動費を充当することはできないものとする。ただし、政務活動に使用するパソコン、コピー機、ファックス機、プロジェクター、印刷機(以下「パソコン等」という。)及び議長が充当を承認したものについては、当該備品の取得価格が 10 万円を超えていても、その購入費に政務活動費を充当することができるものとする。

#### イ 携帯電話、タブレット端末及びパソコン

携帯電話、タブレット端末に係る購入費及び利用料並びにパソコンの購入費については、特別な事由がない限り、議員又は政務活動補助職員のそれぞれにつき1台に限り政務活動費を充当できるものとする。なお、充当に当たっては、使用目的に応じて適切な按分を行うものとする。

## 3 レターパックの取扱い等について

切手については一月あたり1万円を充当限度額としており、はがきについては1回につき1万円を超えて政務活動費を充当する場合は、発送したはがきの写し又は見本を保存しておくものとしている。しかし、通常郵便物の一つであるレターパックについて、現状規定がないため、その取扱いについて整理する。

また、切手、はがき、レターパックの遡り充当の取扱いについて、 併せて整理する。